

## 令和4年度 築上町水道事業会計資金不足比率審査意見書

### 第1 審査の概要

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に基づき、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 第2 審査の結果

#### 1 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	令和4年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	—	20.0%	・マイナスのため比率なし ・低い方が良いとされる。

#### 2 個別意見

築上町水道事業会計の資金不足比率は、比率なしとなっている。経営健全化基準の20.0%と比較するとこれを下回り、良い傾向とされる。

#### 3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。